国会事項

衆議院

質問書提出

三月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の原発輸出政策に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

ＪＲ北海道に対する国の支援策に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問主意書（大西健介提出）

議事日程

三月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十九年三月十四日（火曜日）

午後一時開議

第一　任外公館の名称及び位置並びに任外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

質問主意書転送

三月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

産業用電気料金の引き下げによる国内産業の国際競争力強化に関する質問主意書（藤末健三提出）（第四八号）

森友学園に対する国有地の売り払いに関する質問主意書（山本太郎提出）（第四九号）

人事異動

内閣府

安藤　裕子

国家公安委員会委員に任命する（三月十三日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年３月15日

関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類	路線名	区間
一般国道	６号	ひたちなか市大字稲田字原野1215番４から同市大字稲田字仲坪416番６までの上下線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、静岡労働局の関係事業主を代表する者木村雄一郎の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年３月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、静岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成29年３月29日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　静岡労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

工場財団

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に茨城県ひたちなか市大字堀口751番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社那珂工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月15日　　水戸地方法務局

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に熊本県球磨郡錦町一武2626番地ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社錦工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年３月15日

熊本地方法務局人吉支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成29年３月３日から５か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年３月15日

青森地方法務局長　芳見　孝行

記

氏名　野口　石男

所属する司法書士会　青森県司法書士会

登録番号　青森第261号

事務所の所在地　青森県むつ市小川町１丁目８番７号

違反行為　依頼者等の本人確認等違反等

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年３月15日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	精度	実施時期	地域		備考
			地区名	市、区、(郡)、町、村名	
重力点	基準一等	平成28年度	北海道	札幌市北区、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、稚内市、名寄市、根室市、千歳市、富良野市	改算
			北海道	(山越郡) 長万部町	
			北海道	(久遠郡) せたな町	
			北海道	(檜戸郡) 新十津川町	
			北海道	(上川郡) 上川町	
			北海道	(苫前郡) 苫前町	